

令和5年4月から撮影の行為許可手続き等が変わります

本市の一部の公園・施設において、都市公園における業としての撮影の行為許可の申請手続きや料金等が変更になります。

※ 申請日が令和5年4月1日以降のものから適用です。



○対象施設

鶴舞公園	白鳥庭園
名城公園（北園）	徳川園
庄内緑地	久屋大通庭園（フラリエ）
荒子川公園	中村公園
戸田川緑地	

○申請手続き・料金等

行為許可の申請手続きや料金の支払い方法、料金の額等は、各施設により異なります。

下記の管理者まで直接お問い合わせください。

【お問い合わせ先】

鶴舞公園	（緑化センター）	733-8340
名城公園（北園）	（フラワープラザ）	913-0087
庄内緑地	（グリーンプラザ）	503-1010
荒子川公園	（ガーデンプラザ）	384-8787
戸田川緑地		302-5321
白鳥庭園		681-8928
徳川園		935-8988
久屋大通庭園（フラリエ）		243-0511
中村公園		413-5525